

滋賀県電源立地地域対策交付金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、発電用施設の設置の円滑化に資する事業に要する経費に対し予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項は「滋賀県補助金等交付規則」（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、「電源立地地域対策交付金交付規則」（平成23年文部科学省、経済産業省告示第1号。以下「電源交付金交付規則」という。）第2条に規定する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 知事は、電源交付金交付規則第3条第1項第1号から第11号に掲げる措置に要する経費で、別表第1に掲げる費用に対し、予算の範囲内において交付金を交付する。

なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうち、その経費の全部又は一部に交付金が充てられるものの一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当であると認められるときに限り交付金を交付する。

(交付期間及び交付金の額)

第4条 電源交付金交付規則第4条から第15条に規定するところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から5月15日まで、または10月1日から10月15日までの間に、規則第3条に規定する申請書に様式第1号による費用内訳書および様式第2号による交付金事業計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をい

う。以下「消費税等仕入れ控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取り下げをしようとする者は、規則第4条に規定する交付の決定のあった日から15日以内に様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(交付金交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第4条の交付決定を受けた事業(以下「交付金事業」という。)に係る費目の配分の変更(別表第1に掲げる2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。)をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付金事業を行うため契約を締結する場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難または不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (3) 交付金事業を行う者(以下「交付金事業者」という。)は、交付金事業を中止し、もしくは廃止しようとするとき、または交付金事業の内容を変更しようとするときは、交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合または交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および補助事業の進行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 交付金事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、実施状況報告書(様式第5号)を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する事業実績報告書に添付する書類は、交付金事業収支総括表(様式第6号)とし、その提出期日は、交付金事業が完了した日から20日を経過した日、または交付金事業が完了した日の属する会計年度の3月5日のいずれかの早い日(交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月25日)までとする。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。なお、文部科学省分の事業および経済産業省分の事業を併せ

て交付決定を受けた場合は、各省ごとの事業が完了した段階で事業実績報告書を提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 交付金事業者（原子力立地給付金交付事業を行う補助事業者を除く。）は、第1項の事業実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日、または第7条第1項第3号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から75日を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した事業評価報告書（様式第6-1号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げるときは、この限りでない。
- 4 交付金事業者は、前項の規定により知事に事業評価報告書を提出したときは、当該事業評価報告書の全部または一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第10条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税および地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を知事に返還しなければならない。

（間接補助金の交付に際して付すべき条件）

第11条 交付金事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、第5条第2項および第9条第2項ならびに第10条の規定に準ずることを条件として付さなければならない。

（交付金事業の経理）

第12条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第13条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにするため様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第14条 交付金事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第7条の規定に基づく交付金事業の中止、もしくは廃止、または交付金事業の変更の申請、第8条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告または第10条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

区分	交付金対象経費
電源交付金交付規則第3条第1号から第9号に掲げる措置に要する経費	<p>イ. 事業費</p> <p>(1) 工事費</p> <p>(2) 用地費および補償費</p> <p>(3) 調査設計費</p> <p>(4) 設備費</p> <p>(5) 調査費、広報費および研修費</p> <p>(6) 維持運営費</p> <p>(7) 事業運営費</p> <p>(8) 附帯雑費</p> <p>(9) 一般事務費</p> <p>ロ. 補助金</p> <p>(1) 補助金</p> <p>(2) 一般事務費</p> <p>ハ. 出資金</p> <p>(1) 出資金</p> <p>(2) 一般事務費</p> <p>二. 貸付金</p> <p>(1) 貸付金</p> <p>(2) 一般事務費</p> <p>ホ. 基金造成費(ハに掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 事業運営基金</p> <p>(2) 施設整備基金</p> <p>(3) 維持補修基金</p> <p>(4) 維持運営基金</p> <p>(5) 一般事務費</p>
電源交付金交付規則第3条第10号に掲げる措置に要する	<p>イ. 原子力立地給付金</p> <p>ロ. 原子力立地給付金交付事業を行うものの一般事務費</p>
電源交付金交付規則第3条第11号に掲げる措置に要する	<p>イ. 納付金</p> <p>ロ. 納付金交付事業を行うものの一般事務費</p>

